

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	事業用固定資産の減損損失に係る損金算入措置の創設	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(国税12)(法人税:義) (地方税3)(法人住民税:義、法人事業税:義)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】	
4	内容	《現行制度の概要》	—
		《要望の内容》	地方（町村）に所在する信用金庫及び信用組合の事業用固定資産について、会計上で減損損失を計上した場合に、損金算入を可能とする措置を講じること。
		《関係条項》	法人税法第33条第2項、法人税法施行令第68条第1項第3号
5	担当部局	金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成28年度～平成30年度	
7	創設年度及び改正経緯	—	
8	適用又は延長期間	少なくとも5年以上とする。	
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 協同組織金融機関は、地域の住民や中小・零細企業等が構成員となり、相互扶助の理念に基づいて、これらの者が必要とする資金の融通等を受けられるようにすることを目的として設立された地域金融機関であり、地域における金融の中核を担っている。 そのため、地域金融の中核としての役割をさらに発揮すべく、本政策により、協同組織金融機関の自己資本の充実や拠点運営網等の経営資源の維持・確保等を図ることにより、地方創生やさらなる金融仲介機能の発揮を目的とする。 《政策目的の根拠》 協同組織金融機関は、相互扶助・非営利という特性を活かしながら、地域密着型金融の担い手として、地域経済の再生・活性化等のために、その推進を図っていく必要がある。 【根拠】 ・未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定) 3. 中小企業小規模事業者の生産性革命の更なる強化 (3)新たに講ずべき具体的施策 iv) 中小企業支援機関の強化 「金融機関が、過度に担保・保証に依存せず事業性評価や生産性向上に向けた経営支援に十分に取組み、…金融仲介機能の適切な

			<p>発揮を促す。」</p> <p>・中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針等</p>																
		② 政策体系における政策目的の位置付け	I-3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施																
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>協同組織金融機関による地方創生やさらなる金融仲介機能の発揮を図る。</p>																
			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>協同組織金融機関の事業用固定資産の減損処理を無税化することにより、経営の安定、強化を図ることに資する等、協同組織金融機関の抱える問題を解消する効果が期待されるものであり、ひいては中小企業等への安定的な資金供給を可能とし、地方創生に寄与する。</p>																
10	有効性等	① 適用数	<p>○適用法人数(信用金庫、信用組合の合計。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用法人数</td> <td>29</td> <td>33</td> <td>36</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)金融庁調べ</p>		28年度	29年度	30年度(見込)	適用法人数	29	33	36								
	28年度	29年度	30年度(見込)																
適用法人数	29	33	36																
		② 適用額	<p>○適用額(信用金庫、信用組合、各連合会の合計。)</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>963</td> <td>1,447</td> <td>1,204</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)金融庁調べ</p>		28年度	29年度	30年度(見込)	適用額	963	1,447	1,204								
	28年度	29年度	30年度(見込)																
適用額	963	1,447	1,204																
		③ 減収額	<p>○減収額(信用金庫、信用組合、各連合会の合計。)</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>191</td> <td>275</td> <td>229</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>24</td> <td>36</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>44</td> <td>66</td> <td>55</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)金融庁調べ</p>		28年度	29年度	30年度(見込)	法人税	191	275	229	法人住民税	24	36	30	法人事業税	44	66	55
	28年度	29年度	30年度(見込)																
法人税	191	275	229																
法人住民税	24	36	30																
法人事業税	44	66	55																
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>—</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>○自己資本比率の増加率(信用金庫、信用組合及び各連合会の値を加重平均)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>増加率</td> <td>+0.009%</td> <td>+0.023%</td> <td>+0.021%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)金融庁調べ</p>		28年度	29年度	30年度(見込)	増加率	+0.009%	+0.023%	+0.021%								
	28年度	29年度	30年度(見込)																
増加率	+0.009%	+0.023%	+0.021%																

		⑤ 税込減を是認する理由等	(分析対象期間:平成 28 年度～平成 30 年度) 協同組織金融の内部留保の増加を通じて、その経営の健全性に寄与することとなり、地域の中小企業等への資金供給に貢献することが見込まれるとともに、地方創生及びさらなる金融仲介機能の発揮に資することとなる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、協同組織金融機関の自己資本を充実させ、中小企業等に対する円滑な資金供給を通じ、地方創生に貢献するものであるほか、一般の金融機関から融資を受けにくい立場にある中小企業及び個人への金融仲介機能を提供することを通して、協同組織金融機関の本来的な役割を果たすことにつながる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	協同組織金融機関においては、人口減少による地域経済の縮小などの影響を受け、事業用固定資産の減損損失が発生し、収益を圧迫している。固定資産の減損損失は、売却処分等による場合のみ損金算入が認められているが、本措置は、売却処分等することなく損金算入することができるようになるため、地域拠点運営網を確保する手段として有効であり、地方創生及びさらなる金融仲介機能の発揮に資するものである。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	協同組織金融の内部留保の増加を通じて、その経営の健全性に寄与することとなり、地域の中小企業等への資金供給に貢献することが見込まれるとともに、地方創生及びさらなる金融仲介機能の発揮に資することとなる。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—